

議第124号

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 17 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第53条第1項第1号中「災害復旧」を「復旧復興（災害の復旧に限る。）」に改める。

付 則

この条例は、この条例の公布の日または防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和 8 年法律第62号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。